

令和8年度第1回東かがわ市地域公共交通活性化協議会

【日程】 令和8年6月9日発送

【摘要】 書面による開催

下記次第に沿って、別紙の説明資料に詳細を記載しておりますので御確認いただき、ご審議願います。

会 次 第

議 題

- 1 令和9年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の認定申請について
- 2 東讃共同株式会社の高松空港乗合シャトル便の廃止について

照会事項

- ・東かがわ市地域公共交通活性化協議会における検討課題等について（照会）

様式第1-1(日本産業規格A列4番)

8 第 1 号
令和8年 月 日

国土交通大臣 殿

東かがわ市地域公共交通活性化協議会
東かがわ市湊 1847 番地1
会長 宮崎 耕輔

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通確保維持事業 詳細
 (地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

令和8年6月 日

(名称) 東かがわ市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

東かがわ市においては、四国旅客鉄道が本市を經由して高松市と徳島市を結んで運行する鉄道（高德線）と大川自動車が高松市と本市を結んで運行する路線バス（引田線）が、幹線交通の役割を担っている。また、大川バスが市域内の市街地域と山間部を結んで運行する路線バス（五名福栄線）とタクシー事業者が、幹線交通への接続を含め、地域内交通としての役割を担っている。

これらの公共交通については、車を運転できない高齢者の通院や買い物利用、学生の通学利用等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。しかしながら、人口減少と自動車社会の進展により、利用者は減少傾向にあり、収支悪化による公共交通事業者の負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。加えて、令和6年4月からは、大川バスが運転士不足により、市内路線バスの減便を行っており、市民の生活に不可欠なバス路線の存続に努めることの重要性が高まっている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、五名福栄線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

※五名福栄線は運行系統の一部の終点（境目）が徳島県の阿波市に位置するが、阿波市内の走行距離が100m未滿で終点以外の全ての目的地が東かがわ市内であること、終点での利用者がほとんどおらず阿波市民の利用がほとんどないことから、当該路線は阿波市地域公共交通計画には位置付けられていない。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

民間事業者が運行する市内路線バスの運行を支援することで、路線バス事業の収支を改善し、持続可能な路線バス運行に資するもの。また、それに伴い必要な公費負担を行っていく。

※評価指標は、大川バスが運行する引田線を含む全体の目標値で、うち五名福栄線の目標値については、下段の括弧書きにて記載。

評価指標	実績値	目標値
	R7年度 (R6.10~R7.9)	R9年度 (R8.10~R9.9)
①市内路線バスの収支差	▲6,037万円 (五名福栄線：▲862万円)	現状より改善 (五名福栄線：▲750万円)
②市内拠点における路線バス乗降者数	59,632回 (五名福栄線：2,434回)	現状より改善 (五名福栄線：2,600回)

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>市内バス路線を維持することにより、路線沿線の高齢者や学生等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市と鉄道事業者、路線バス事業者の3者の役割分担により、鉄道の通学定期券の所有者を対象とした路線バス（五名福栄線）の無料化事業を実施 実施主体：東かがわ市、鉄道事業者、路線バス事業者 ・市内の小学校で生徒を対象としたバスの乗り方教室を実施 実施主体：路線バス事業者 ・市内路線バスにおける赤字の支線（フィーダー）の運行経費を補助する制度を実施 実施主体：東かがわ市 ・バスロケーションシステムの導入（路線バス接近情報） 実施主体：路線バス事業者
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって、運行の維持を図る五名福栄線について、その運行に係る費用総額のうち、東かがわ市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分の3分の2を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なOD調査や乗降調査の実施 ・利用者数、収支について、数値指標による評価を実施
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダーシステムのみ】</p>

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和元年8月16日（第1回）東かがわ市地域公共交通活性化協議会を設立し、東かがわ市地域公共交通計画の策定に向けた検討を実施、令和3年2月21日の第5回会議にて市地域公共交通計画が承認された。
- ・令和3年度以降も市地域公共交通計画の進捗確認等のため、年2・3回程度協議会を開催している。
- ・令和7度は計4回の協議会を開催し、計画改訂について合意が得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・市地域公共交通計画改訂時に市民アンケート等により意見を聴取し反映させた。
- ・市地域公共交通活性化協議会に市地域コミュニティ連絡協議会[※]の会長及び副会長が委員として参画している。

※地域活動を総合的かつ主体的に担うことを目的とし、かつ、当該地域の住民、自治会、各種団体、法人等により構成され、自律的な運営が行われる団体として、市長が認定した協議会である地域コミュニティ協議会の会長等で組織されるもので、地域協働によるまちづくりを推進することを目的としている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 香川県東かがわ市湊 1847-1

(所 属) 総務部地域創生課

(氏 名) 國岡 和貴

(電 話) 0879-26-1276

(e-mail) hk-chiikisousei@city.higashikagawa.kagawa.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

地域公共交通計画の記載内容一覧

(要綱第17条第1項に規定される記載事項)

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
本編計画 26～27、42頁に記載

2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
本編計画 27、42頁に記載

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
本編計画 26～27頁に記載

4. 地域公共交通区域の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
本編計画 53～54頁に記載

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
香川県	東かがわ市	東かがわ市地域公共交通活性化協議会	令和9年度

	人口
人口集中地区以外(人)	25,346人
交通不便地域等(人)	25,346人

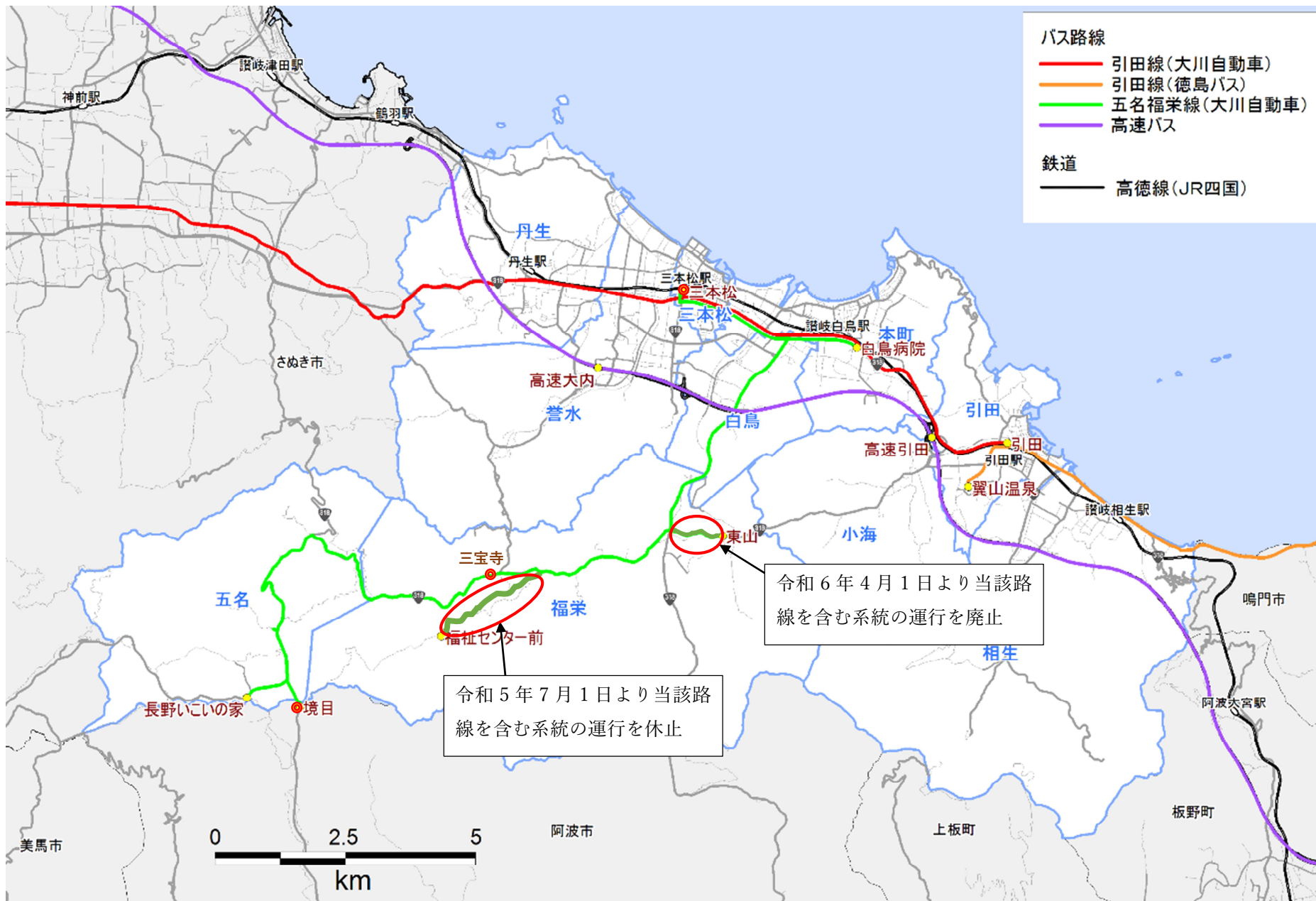
交通不便地域等の内訳

人口(人)	対象地区	根拠法
25,346人	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

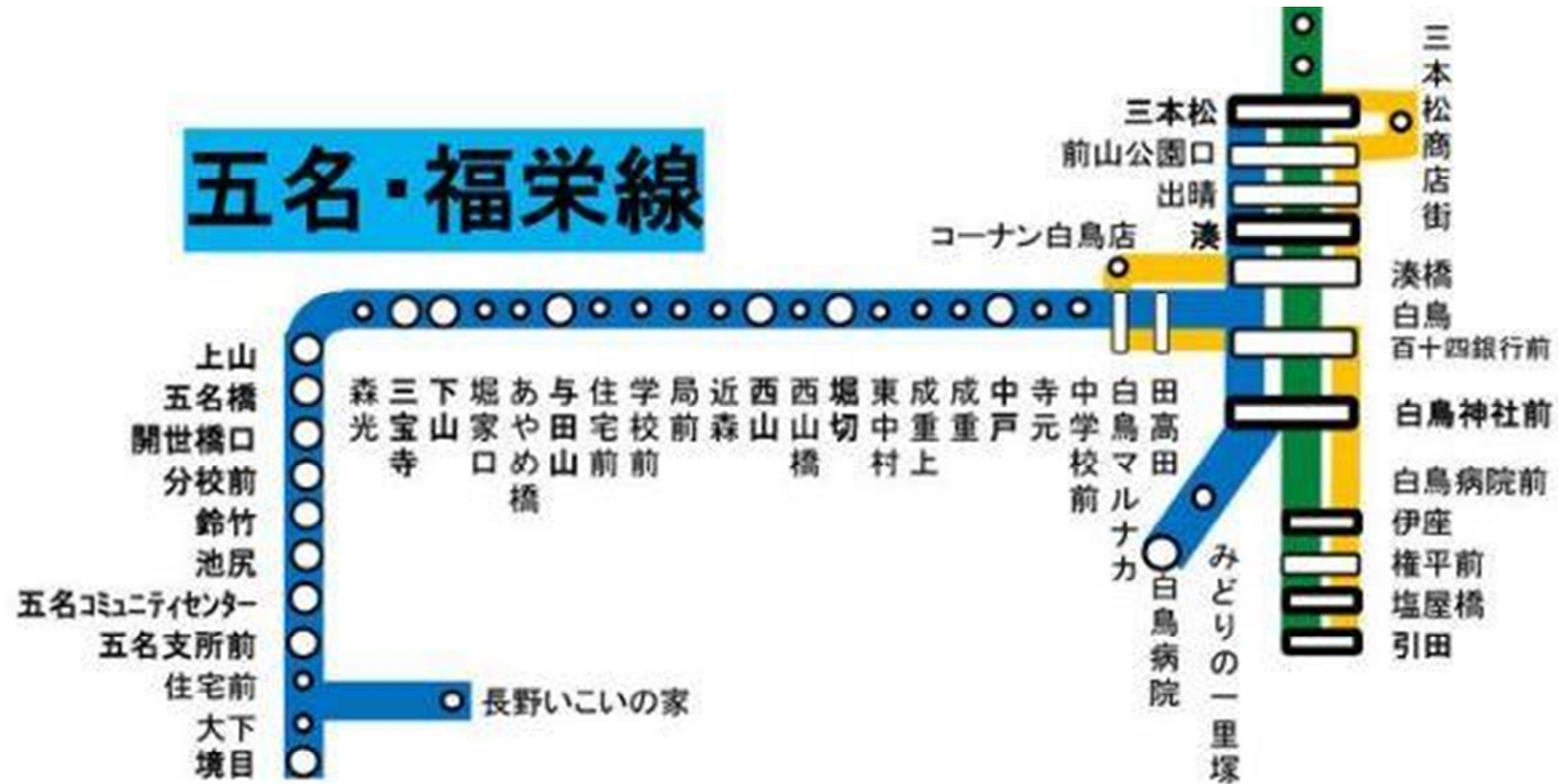
地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

●五名福栄線路線地図



●五名福栄線路線図



五 名 線 時 刻 表 (平日のみ運行)

下り

上り

R6.4.1~

始 発 地	三本松	三本松	三本松	三本松	三本松
行 先	境目	三宝寺	境目	三宝寺	三宝寺
三本松	8:05	10:25	12:30	15:35	17:20
三本松(駅前)	8:05	10:25	12:30	15:35	17:20
前山公園口	8:07	10:27	12:32	15:37	17:22
出 晴	8:08	10:28	12:33	15:38	17:23
湊	8:09	10:29	12:34	15:39	17:24
湊 橋	8:10	10:30	12:35	15:40	17:25
白鳥114BK(着)	8:11	10:31	12:36	15:41	17:26
白鳥神社前(着)	8:12	10:32	12:37	15:42	17:27
白鳥病院	8:14	10:34	12:39	15:44	17:29
みどりの一里塚	8:14	10:34	12:39	15:44	17:29
白鳥神社前	8:15	10:35	12:40	15:45	17:30
白鳥114BK	8:16	10:36	12:41	15:46	17:31
田高田	8:17	10:37	12:42	15:47	17:32
白鳥マルナカ	8:17	10:37	12:42	15:47	17:32
中学校前	8:18	10:38	12:43	15:48	17:33
寺 元	8:19	10:39	12:44	15:49	17:34
中 戸	8:19	10:39	12:44	15:49	17:34
成 重	8:20	10:40	12:45	15:50	17:35
成重上	8:20	10:40	12:45	15:50	17:35
東中村	8:21	10:41	12:46	15:51	17:36
堀 切	8:22	10:42	12:47	15:52	17:37
西山橋	8:23	10:43	12:48	15:53	17:38
西 山	8:23	10:43	12:48	15:53	17:38
近 森	8:24	10:44	12:49	15:54	17:39
局 前	8:25	10:45	12:50	15:55	17:40
学校前	8:25	10:45	12:50	15:55	17:40
住宅前	8:26	10:46	12:51	15:56	17:41
与田山	8:26	10:46	12:51	15:56	17:41
あやめ橋	8:27	10:47	12:52	15:57	17:42
堀家口	8:28	10:48	12:53	15:58	17:43
下 山	8:29	10:49	12:54	15:59	17:44
三宝寺	8:32	10:52	12:57	16:02	17:47
森 光	8:33		12:58		
上 山	8:35		13:00		
五名橋	8:37		13:02		
開世橋口	8:39		13:04		
分校前	8:40		13:05		
鈴 竹	8:42		13:07		
池 尻	8:44		13:09		
五名コミュニティセンター	8:44		13:09		
五名支所前	8:44		13:09		
住宅前	8:45		13:10		
長野いこいの家	↓		13:12		
大 下	8:47		13:14		
境 目	8:50		13:17		

始 発 地	三宝寺	境目	三宝寺	境目	三宝寺
行 先	三本松	三本松	三本松	三本松	三本松
境 目		9:00		13:42	
大 下		9:01		13:43	
長野いこいの家		9:03		↓	
住宅前		9:05		13:45	
五名支所前		9:06		13:46	
五名コミュニティセンター		9:06		13:46	
池 尻		9:06		13:46	
鈴 竹		9:08		13:48	
分校前		9:09		13:49	
開世橋口		9:11		13:51	
五名橋		9:13		13:53	
上 山		9:15		13:55	
森 光		9:17		13:57	
三宝寺	7:25	9:20	11:00	14:00	16:15
下 山	7:26	9:21	11:01	14:01	16:16
堀家口	7:26	9:21	11:01	14:01	16:16
あやめ橋	7:27	9:22	11:02	14:02	16:17
与田山	7:28	9:23	11:03	14:03	16:18
住宅前	7:28	9:23	11:03	14:03	16:18
学校前	7:29	9:24	11:04	14:04	16:19
局 前	7:29	9:24	11:04	14:04	16:19
近 森	7:30	9:25	11:05	14:05	16:20
西 山	7:31	9:26	11:06	14:06	16:21
西山橋	7:32	9:27	11:07	14:07	16:22
堀 切	7:33	9:28	11:08	14:08	16:23
東中村	7:34	9:29	11:09	14:09	16:24
成重上	7:34	9:29	11:09	14:09	16:24
成 重	7:35	9:30	11:10	14:10	16:25
中 戸	7:36	9:31	11:11	14:11	16:26
寺 元	7:36	9:31	11:11	14:11	16:26
中学校前	7:37	9:32	11:12	14:12	16:27
白鳥マルナカ	7:38	9:33	11:13	14:13	16:28
田高田	7:38	9:33	11:13	14:13	16:28
白鳥114BK(着)	7:39	9:34	11:14	14:14	16:29
白鳥神社前(着)	7:40	9:35	11:15	14:15	16:30
白鳥病院	7:42	9:37	11:17	14:17	16:32
みどりの一里塚	7:42	9:37	11:17	14:17	16:32
白鳥神社前	7:43	9:38	11:18	14:18	16:33
白鳥114BK	7:44	9:39	11:19	14:19	16:34
湊 橋	7:45	9:40	11:20	14:20	16:35
湊	7:46	9:41	11:21	14:21	16:36
出 晴	7:47	9:42	11:22	14:22	16:37
前山公園口	7:49	9:44	11:24	14:24	16:39
三本松(駅前)	7:52	9:47	11:27	14:27	16:42
三本松	7:52	9:47	11:27	14:27	16:42

バスは天候等や交通事情により遅れることがあります

※休日の運行はありません

土・日・祝日及び

年末年始(12月29日~1月3日)

お盆期間(8月13日~8月15日)

令和9年度 令和8年10月～9年9月

始期 2026/10/1
終期 2027/9/30

ダイヤ	全日数	365
平日	月曜	52
	火曜	52
	水曜	52
	木曜	53
	金曜	52
土日	土曜	52
	日曜	52

● 平日数	241
▲ 休日数	124
計	365

上記内数	祝日・振替 年末年始	3 0	2 5	4 0	4 0	1 0	3 3	17 8
運行日数		40 21	39 23	40 19	39 22	43 18	40 21	

10/1(木)		●	12/1(火)		●	2/1(月)		●	4/1(木)		●	6/1(火)		●	8/1(日)	日	▲
10/2(金)		●	12/2(水)		●	2/2(火)		●	4/2(金)		●	6/2(水)		●	8/2(月)		●
10/3(土)	土	▲	12/3(木)		●	2/3(水)		●	4/3(土)	土	▲	6/3(木)		●	8/3(火)		●
10/4(日)	日	▲	12/4(金)		●	2/4(木)		●	4/4(日)	日	▲	6/4(金)		●	8/4(水)		●
10/5(月)		●	12/5(土)	土	▲	2/5(金)		●	4/5(月)		●	6/5(土)	土	▲	8/5(木)		●
10/6(火)		●	12/6(日)	日	▲	2/6(土)	土	▲	4/6(火)		●	6/6(日)	日	▲	8/6(金)		●
10/7(水)		●	12/7(月)		●	2/7(日)	日	▲	4/7(水)		●	6/7(月)		●	8/7(土)	土	▲
10/8(木)		●	12/8(火)		●	2/8(月)		●	4/8(木)		●	6/8(火)		●	8/8(日)	日	▲
10/9(金)		●	12/9(水)		●	2/9(火)		●	4/9(金)		●	6/9(水)		●	8/9(月)		●
10/10(土)	土	▲	12/10(木)		●	2/10(水)		●	4/10(土)	土	▲	6/10(木)		●	8/10(火)		●
10/11(日)	日	▲	12/11(金)		●	2/11(木)	祝	▲	4/11(日)	日	▲	6/11(金)		●	8/11(水)	祝	▲
10/12(月)	祝	▲	12/12(土)	土	▲	2/12(金)		●	4/12(月)		●	6/12(土)	土	▲	8/12(木)		●
10/13(火)		●	12/13(日)	日	▲	2/13(土)	土	▲	4/13(火)		●	6/13(日)	日	▲	8/13(金)	盆休	▲
10/14(水)		●	12/14(月)		●	2/14(日)	日	▲	4/14(水)		●	6/14(月)		●	8/14(土)	盆休	▲
10/15(木)		●	12/15(火)		●	2/15(月)		●	4/15(木)		●	6/15(火)		●	8/15(日)	盆休	▲
10/16(金)		●	12/16(水)		●	2/16(火)		●	4/16(金)		●	6/16(水)		●	8/16(月)		●
10/17(土)	土	▲	12/17(木)		●	2/17(水)		●	4/17(土)	土	▲	6/17(木)		●	8/17(火)		●
10/18(日)	日	▲	12/18(金)		●	2/18(木)		●	4/18(日)	日	▲	6/18(金)		●	8/18(水)		●
10/19(月)		●	12/19(土)	土	▲	2/19(金)		●	4/19(月)		●	6/19(土)	土	▲	8/19(木)		●
10/20(火)		●	12/20(日)	日	▲	2/20(土)	土	▲	4/20(火)		●	6/20(日)	日	▲	8/20(金)		●
10/21(水)		●	12/21(月)		●	2/21(日)	日	▲	4/21(水)		●	6/21(月)		●	8/21(土)	土	▲
10/22(木)		●	12/22(火)		●	2/22(月)		●	4/22(木)		●	6/22(火)		●	8/22(日)	日	▲
10/23(金)		●	12/23(水)		●	2/23(火)	祝	▲	4/23(金)		●	6/23(水)		●	8/23(月)		●
10/24(土)	土	▲	12/24(木)		●	2/24(水)		●	4/24(土)	土	▲	6/24(木)		●	8/24(火)		●
10/25(日)	日	▲	12/25(金)		●	2/25(木)		●	4/25(日)	日	▲	6/25(金)		●	8/25(水)		●
10/26(月)		●	12/26(土)	土	▲	2/26(金)		●	4/26(月)		●	6/26(土)	土	▲	8/26(木)		●
10/27(火)		●	12/27(日)	日	▲	2/27(土)	土	▲	4/27(火)		●	6/27(日)	日	▲	8/27(金)		●
10/28(水)		●	12/28(月)		●	2/28(日)	日	▲	4/28(水)		●	6/28(月)		●	8/28(土)	土	▲
10/29(木)		●	12/29(火)	年末	▲	3/1(月)		●	4/29(木)	祝	▲	6/29(火)		●	8/29(日)	日	▲
10/30(金)		●	12/30(水)	年末	▲	3/2(火)		●	4/30(金)		●	6/30(水)		●	8/30(月)		●
10/31(土)	土	▲	12/31(木)	年末	▲	3/3(水)		●	5/1(土)	土	▲	7/1(木)		●	8/31(火)		●
11/1(日)	日	▲	1/1(金)	祝	▲	3/4(木)		●	5/2(日)	日	▲	7/2(金)		●	9/1(水)		●
11/2(月)		●	1/2(土)	年始	▲	3/5(金)		●	5/3(月)	祝	▲	7/3(土)	土	▲	9/2(木)		●
11/3(火)	祝	▲	1/3(日)	年始	▲	3/6(土)	土	▲	5/4(火)	祝	▲	7/4(日)	日	▲	9/3(金)		●
11/4(水)		●	1/4(月)		●	3/7(日)	日	▲	5/5(水)	祝	▲	7/5(月)		●	9/4(土)	土	▲
11/5(木)		●	1/5(火)		●	3/8(月)		●	5/6(木)		●	7/6(火)		●	9/5(日)	日	▲
11/6(金)		●	1/6(水)		●	3/9(火)		●	5/7(金)		●	7/7(水)		●	9/6(月)		●
11/7(土)	土	▲	1/7(木)		●	3/10(水)		●	5/8(土)	土	▲	7/8(木)		●	9/7(火)		●
11/8(日)	日	▲	1/8(金)		●	3/11(木)		●	5/9(日)	日	▲	7/9(金)		●	9/8(水)		●
11/9(月)		●	1/9(土)	土	▲	3/12(金)		●	5/10(月)		●	7/10(土)	土	▲	9/9(木)		●
11/10(火)		●	1/10(日)	日	▲	3/13(土)	土	▲	5/11(火)		●	7/11(日)	日	▲	9/10(金)		●
11/11(水)		●	1/11(月)	祝	▲	3/14(日)	日	▲	5/12(水)		●	7/12(月)		●	9/11(土)	土	▲
11/12(木)		●	1/12(火)		●	3/15(月)		●	5/13(木)		●	7/13(火)		●	9/12(日)	日	▲
11/13(金)		●	1/13(水)		●	3/16(火)		●	5/14(金)		●	7/14(水)		●	9/13(月)		●
11/14(土)	土	▲	1/14(木)		●	3/17(水)		●	5/15(土)	土	▲	7/15(木)		●	9/14(火)		●
11/15(日)	日	▲	1/15(金)		●	3/18(木)		●	5/16(日)	日	▲	7/16(金)		●	9/15(水)		●
11/16(月)		●	1/16(土)	土	▲	3/19(金)		●	5/17(月)		●	7/17(土)	土	▲	9/16(木)		●
11/17(火)		●	1/17(日)	日	▲	3/20(土)	土	▲	5/18(火)		●	7/18(日)	日	▲	9/17(金)		●
11/18(水)		●	1/18(月)		●	3/21(日)	祝	▲	5/19(水)		●	7/19(月)	祝	▲	9/18(土)	土	▲
11/19(木)		●	1/19(火)		●	3/22(月)	祝替	▲	5/20(木)		●	7/20(火)		●	9/19(日)	日	▲
11/20(金)		●	1/20(水)		●	3/23(火)		●	5/21(金)		●	7/21(水)		●	9/20(月)	祝	▲
11/21(土)	土	▲	1/21(木)		●	3/24(水)		●	5/22(土)	土	▲	7/22(木)		●	9/21(火)		●
11/22(日)	日	▲	1/22(金)		●	3/25(木)		●	5/23(日)	日	▲	7/23(金)		●	9/22(水)		●
11/23(月)	祝	▲	1/23(土)	土	▲	3/26(金)		●	5/24(月)		●	7/24(土)	土	▲	9/23(木)	祝	▲
11/24(火)		●	1/24(日)	日	▲	3/27(土)	土	▲	5/25(火)		●	7/25(日)	日	▲	9/24(金)		●
11/25(水)		●	1/25(月)		●	3/28(日)	日	▲	5/26(水)		●	7/26(月)		●	9/25(土)	土	▲
11/26(木)		●	1/26(火)		●	3/29(月)		●	5/27(木)		●	7/27(火)		●	9/26(日)	日	▲
11/27(金)		●	1/27(水)		●	3/30(火)		●	5/28(金)		●	7/28(水)		●	9/27(月)		●
11/28(土)	土	▲	1/28(木)		●	3/31(水)		●	5/29(土)	土	▲	7/29(木)		●	9/28(火)		●
11/29(日)	日	▲	1/29(金)		●			**	5/30(日)	日	▲	7/30(金)		●	9/29(水)		●
11/30(月)		●	1/30(土)	土	▲			**	5/31(月)		●	7/31(土)	土	▲	9/30(木)		●
	**		1/31(日)	日	▲			**			**			**		**	

東讃共同株式会社の高松空港乗合シャトル便の廃止について

東讃共同株式会社より、高松空港乗合シャトル便の廃止申し出があった。四国運輸局へ廃止届出を行うにあたり、本協議会の意見を聴取するため、本件について下記のとおり諮るものである。

1. 概要

- 平成 22 年より四国運輸局から固定区域における乗合運行許可[※]を受け、東かがわ市内～高松空港区間の高松空港乗合シャトル便の運行を開始。
- ※営業区域を定め、不特定多数の人が相乗りして、個別に運賃を払う一般乗合の固定区域運行の許可であり、一般乗用（タクシー事業）とは異なる運行許可。
- ・事前予約制、定額（片道 8,000 円/人）で運行している。

2. 利用状況について

- ・直近 5 年間の年間平均運行回数は 5.8 回、月平均運行回数は 4.8 回。
- ・利用顧客の固定化（法人 2 社と一般 3 名程度のみが利用）。
- ・「乗合運行」は、複数人同時の利用を前提としているが、直近 5 年間の利用状況は 1 名のみによる利用（R 3 年度に一度だけ 2 名乗車あるが、それ以降無し）。
- ・直近 5 年間で 1 回の運行で往路・復路どちらも乗車があった回数は 0 回（片道は空車）。

<過去 5 年間の利用状況>

年度	運行回数	利用者数
R 3 年度	28 回	29 人
R 4 年度	38 回	38 人
R 5 年度	63 回	63 人
R 6 年度	82 回	82 人
R 7 年度	79 回	79 人
合計	290 回	291 人

【参考：運賃比較】

発着地	距離	通常運賃		2 人乗車時の 1 人当たり運賃
引田駅	約 43km	15,900 円	→	7,950 円/人
白鳥駅	約 40km	14,800 円		7,400 円/人
三本松駅	約 36km	13,400 円		6,700 円/人
丹生駅	約 32km	11,900 円		5,950 円/人

通常運行と乗合運行の差額 (通常運賃－乗合運賃)	
1 人乗車	2 人乗車
7,900 円	▲50 円
6,800 円	▲600 円
5,400 円	▲1,300 円
3,900 円	▲2,050 円

3. 廃止理由について

○運行により市内の移動需要が満たせない

運転手の人数が限られており、空港シャトル便の運行時には市内の稼働台数が1台減るため、市内の移動需要を満たせなくなる。

○運行継続による損失が大きいこと

直近の実績から、2人以上の同時利用、往復利用が見込めないため、本来の乗合運行の趣旨と利用状況が合致していないことに加え、赤字運行の状態である。また、1人利用による定額運賃と通常運賃の差額分の損失が事業者負担となるため、採算が見込めない。通常のタクシー事業も経営が厳しい中、赤字運行事業の継続は経営の悪化に繋がる。

<今後の流れ>

- ①協議会への意見聴取
- ②四国運輸局に廃止の申請（協議会で廃止が可決された場合のみ）
- ③四国運輸局からの許可 → 高松空港乗合シャトル便の運行廃止